

福島県廃棄物処理計画の見直しについて（案）

平成 17 年 8 月 3 日

環境保全領域

1 処理計画見直しの趣旨

福島県廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）は、循環型社会を実現するため、廃棄物の減量化を促進し、安全で適正に廃棄物を処理できる体制を整備することが大きな課題であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、平成 14 年度から平成 22 年度を計画期間とする 9 ヶ年計画として、平成 14 年 3 月に策定された。

「処理計画」策定後、県は、県民、事業者、市町村とともに、具体的な施策に取り組み、「ごみ処理広域化の推進」、「事業者の自主的取組みの促進」、「各種リサイクル法の円滑な推進」、「ダイオキシン対策」、「県外廃棄物の抑制」など一定の成果をあげるとともに、再生利用・減量化量の増加、最終処分量の減少などが進んでいる。

しかしながら、依然として本県の廃棄物の排出量は高水準で推移しており、また、不法投棄が後を絶たないことから、さらなる取組みの強化が求められている。

また、「処理計画」策定後の新たな法制度等の動向や、「福島県循環型社会形成に関する条例」の基本理念等を踏まえた新たな対応も必要となっている。

現「処理計画」では、こうした社会経済環境の変化等に対応するため、計画期間の中間年次に、その進捗状況等を踏まえながら、見直しを行うこととしており、循環型社会づくりに向けた取組みを一層強めていくという基本的な考えのもとに、「処理計画」を見直す。

2 計画期間

「処理計画」の計画期間後半の 5 年間である平成 18 年度から平成 22 年度とする。

3 計画の見直しの手法

この「処理計画」は、県民、事業者、行政が共通理解に立ち、それぞれの役割分担のもとに、廃棄物の減量化やリサイクルの推進に取り組むことを期待している。

従って、平成 12 年度に策定した「第 2 期福島県ごみ減量化・リサイクル推進計画」（今回の見直しで「処理計画」に統合予定）及び平成 16 年度に実施した福島県廃棄物実態調査（平成 15 年度実績）との整合を図るとともに、ホームページ等を通じて県民からの意見を取り入れ、市町村、庁内各グループと調整、検討の上、学識経験者、消費者、行政からなる「福島県環境審議会」において「処理計画」の見直し内容を審議していただくこととする。

4 計画の見直しに当たっての視点等

「処理計画」の見直しに当たっての視点等は、昨年度実施した福島県廃棄物実態調査結果等を踏まえ、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物関係

一般廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化の推進

一般廃棄物の排出量等の目標値の達成には、更なる施策の強化が必要である。ごみ減量化の推進を図るための施策として、「ごみ処理の有料化」、「事業系一般廃棄物の減量化」等を盛り込むことを検討する。

- ・ごみ排出量総量、1人1日当たりのごみ排出量は微減する予測である。
- ・ごみの資源化量の伸びが鈍化している。
- ・平成22年度におけるごみの排出量、再生利用量及び最終処分量の目標達成は難しい状況にある。

目標指標の設定

県民にわかりやすい減量化の目標指標として、「1人1日当たりのごみ排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」を設定することを検討する。

- ・現「処理計画」では「ごみ排出量」、「再生利用量」、「最終処分量」の年間量で目標値を設定しているが、今回統合予定の「第2期福島県ごみ減量化・リサイクル推進計画」では、「1人1日当たりのごみ排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」をわかりやすい目標指標としている。
- ・「1人1日当たりのごみ排出量」、「リサイクル率」については、県の長期計画においても、目標指標として設定されている。

容器包装リサイクルの推進

リサイクルをより一層推進するための方策を「処理計画」の中に盛り込むことを検討する。

- ・一般廃棄物の中で、容積比で約6割を容器包装廃棄物が占めている。
- ・容器包装リサイクル法の施行により、容器包装廃棄物のリサイクルに係る住民の意識向上が図られているが、リサイクルの向上のためにはさらなる取組が必要である。
- ・そのためには、容器包装廃棄物の分別収集が重要であり、住民一人ひとりが分別排出を徹底することが必要である。
- ・さらには、県、市町村、一部事務組合、民間団体、事業者及び県民が連携して取り組むことも重要である。

災害廃棄物等の処理体制の確保

市町村は水害や震災など自然災害に対する総合的な災害廃棄物処理計画の策定が必要とされているため、「処理計画」へ盛り込むことを検討する。また、災害以外の一時的に多量に一般廃棄物が排出される場合の処理体制についても検討する。

- ・国の基本方針では、平素から災害廃棄物処理の広域的な連携体制を構築しておくこととされている。
- ・ごみ処理広域化ブロックごとに、災害時の廃棄物処理のため、一定程度余裕を持った焼却施設や最終処分場を確保することが必要とされている。
- ・コイヘルペスウィルス病による多量の斃死魚の処理などのように、一時的に多量に廃棄物処理が必要となる場合に備えた体制づくりも必要である。

(2) 産業廃棄物関係

産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進

産業廃棄物の排出量等の目標値を検証し、産業廃棄物の排出抑制等の推進方策を検討する。

- ・平成 17 年度における最終処分量の予測値は現計画の目標値を達成する見込みである。
なお、平成 10 年度に比べて平成 15 年度の不要物等の発生量は増加しており、産業廃棄物の排出量も増加し、平成 17 年度及び平成 22 年度においても増加する見込みである。
- ・平成 17 年度におけるばいじんの排出量の予測値、平成 22 年度におけるがれき類の排出量及びばいじんの排出量の予測値は現計画の目標値を達成する見込みである。
なお、その他の産業廃棄物の再生利用量、減量化量及び最終処分量の予測値は現計画の目標値を達成できないおそれがある。
- ・平成 17 年度における汚泥の減量化率、最終処分率及びがれき類、ばいじん、その他の産業廃棄物の再生利用率、最終処分率の予測値は現計画の目標値を達成する見込みである。
なお、その他の産業廃棄物の再生利用率、減量化率及び最終処分率の予測値は現計画の目標値を達成できないおそれがある。
- ・平成 22 年度における汚泥の減量化率、がれき類の再生利用率、最終処分率及びその他の産業廃棄物の再生利用率、最終処分率の予測値は現計画の目標値を達成する見込みである。
なお、その他の産業廃棄物の再生利用率、減量化率及び最終処分率の予測値は現計画の目標値を達成できないおそれがある。
- ・処理業者による中間処理量及びその中に占める県外物の量が増加している。

産業廃棄物の適正処理の推進

排出事業者等への適正処理の方策、不法投棄防止対策及び不法投棄の原状回復等について検討する。

- ・排出事業者等による不法投棄、野焼き及び不適正処理等が依然としてなくなる。また、投棄された場合、原状回復が進まない。

県外産業廃棄物の抑制等について検討する。

- ・最終処分業者による最終処分量に占める県外物の割合は、現計画策定後減少している。
 - ・中間処理業者による中間処理量に占める県外物の量は、現計画策定後増加しているが、処分量に占める割合は横這い傾向である。
- 産業廃棄物処理施設の確保

国の基本方針に基づく最終処分場の残存容量の確保を含めた産業廃棄物処理施設の確保について検討する。

- ・今後、年間埋立容量が現状のまま推移し、また、新たな最終処分場が稼働しないと仮定して、処理業者における最終処分場の残存容量及び残余年数を推計すると、現計画の推計よりも短くなり、国が廃棄物処理法に基づき定めた基本方針における5年分の残存容量を確保できないおそれもある。
- ・最終処分場等の産業廃棄物処理施設の設置について地域的にバラツキがある。
- ・公共関与による産業廃棄物処分場の整備に向け、地元に対する働きかけを行っているが、厳しい状況にある。

5 計画の構成

第1章 廃棄物処理計画の見直しの趣旨

- 第1節 計画見直しの背景と目的
- 第2節 計画の位置づけ
- 第3節 計画の期間
- 第4節 廃棄物処理計画と関係する他の県計画
- 第5節 廃棄物処理計画と市町村計画との関係
- 第6節 計画見直しの手法

第2章 一般廃棄物の処理

- 第1節 処理区域
- 第2節 現状と将来予測
 - 1 一般廃棄物の排出及び処理の現状
 - (1) ごみ処理
 - ア 排出、処理の現状

- (ア) ごみの排出状況
- (イ) 再生利用量
- (ウ) 中間処理による減量
- (エ) 最終処分量
- イ ごみ処理の事業費及び有料化
 - (ア) ごみ処理費用
 - (イ) 有料化
- (2) 生活排水処理
- 2 一般廃棄物の排出量及び処理量の将来予測
 - (1) ごみ処理
 - (2) 生活排水処理
- 第3節 一般廃棄物の減量・適正処理に関する課題
 - 1 第1期ごみ減量化・再生利用推進計画の目標達成の見込み
 - (1) ごみ減量化の目標値
 - (2) 資源化の目標値
 - 2 ごみ処理に関する課題
 - 3 生活排水に関する課題
- 第4節 減量化の目標と方策
 - 1 基本方針
 - 2 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標値
 - 3 目標達成のための推進施策
 - (1) ごみ発生の抑制(ごみとなる前の取組み)
 - (2) リサイクルの推進(ごみ資源化の取組み)
 - (3) 資源化施設等の整備(ごみとして収集した後の取組み)
 - 4 目標達成のための県民、事業者、地方公共団体等の役割
 - (1) 県民の役割
 - (2) 事業者の役割
 - (3) 市町村の役割
 - (4) 県の役割
- 第5節 適正処理の確保
 - 1 市町村における一般廃棄物処理体制の現状
 - (1) ごみ処理
 - (2) 生活排水処理
 - 2 適正処理体制の推進
 - (1) ごみ処理
 - (2) 生活排水処理
 - 3 災害廃棄物等の処理体制の確保(追加項目)
 - (1) 災害廃棄物処理(追加項目)
 - (2) その他(追加項目)

第3章 産業廃棄物の処理

第1節 地域区分

第2節 現状と将来予測

1 産業廃棄物の現状

- (1) 発生の状況
- (2) 処理の状況
- (3) 移動状況
 - ア 県外搬出状況
 - イ 県内搬入状況
- (4) 処理施設の状況
 - ア 中間処理施設の状況
 - イ 最終処分場の状況
- (5) 処理業者の状況

2 産業廃棄物の将来予測

- (1) 発生量の将来予測
- (2) 処理量の将来予測
- (3) 最終処分場の将来予測
 - ア 最終処分場の設置動向
 - イ 処理業者等が設置する最終処分場の残余年数の見通し

第3節 目標の達成状況

- 1 減量化・再生利用の目標の達成状況
- 2 最終処分量の削減目標の達成状況

第4節 産業廃棄物に関する課題

第5節 産業廃棄物に関する目標と方策

- 1 基本方針
- 2 産業廃棄物に関する目標
 - (1) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進
 - (2) 産業廃棄物の適正処理の推進
 - (3) 産業廃棄物処理施設の確保
- 3 目標達成のための推進施策
 - (1) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進
 - ア 排出事業者等の自主的な取組みの推進
 - イ 多量排出事業者処理計画の作成等推進
 - ウ 再生利用等のルートの確保
 - エ 技術開発研究の促進等
 - (2) 産業廃棄物の適正処理の推進
 - ア 適正処理の徹底
 - イ ダイオキシン類等有害物質の削減
 - ウ 不法投棄、野焼き等の不適正処理対策
 - エ 広域移動に伴う秩序ある処理体制の整備
 - (3) 産業廃棄物処理施設の確保
 - ア 処理施設設置に当たっての円滑な対応
 - イ 公共関与の推進
 - (ア) 本県における公共関与の取組み

- (イ) 県中地区環境整備センター（仮称）整備事業の推進
- (ウ) 市町村による適切な関与

4 関係者の役割

- (1) 排出事業者の役割
- (2) 処理業者の役割
- (3) 県の役割
- (4) 市町村の役割
- (5) 県民の役割

第4章 廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

第1節 廃棄物の不法投棄防止に関する措置

- 1 不法投棄の未然防止
- 2 不法投棄を撲滅するための方策
 - (1) 不法投棄取締りの強化
 - (2) 排出事業者に対する適正処理指導
 - (3) 啓発の強化
- 3 不法投棄の事後対策

第2節 一般廃棄物の自区域内処理

第3節 県外産業廃棄物の取扱い

- 1 現状における問題
- 2 対策

第4節 関係行政機関及び関係地方公共団体との連携

第5節 技術開発及び調査研究

第6節 排出抑制及び適正処理に関する知識の普及開発

第7節 特定の廃棄物に関する対策

- 1 PCB廃棄物
- 2 廃石綿（追加項目）
- 3 感染性廃棄物（追加項目）
- 4 建設廃棄物
- 5 下水道汚泥
 - (1) 中期計画（平成17年度目標）
 - (2) 長期計画（平成22年度目標）
- 6 農業系産業廃棄物
 - (1) 動物のふん尿（家畜のふん尿）
 - ア 家畜排せつ物の利用目標
 - イ 利用の促進
 - (2) 農業系廃プラスチック類（農業用使用済プラスチック）
- 7 漁業系産業廃棄物
- 8 廃プラスチック類（農業系及び漁業系を除く。）
- 9 廃自動車及び廃電気機械器具
- 10 動植物性残さ
- 11 スラグ（鉾さいの一種）

- 12 石炭灰及びばいじん
- 13 パソコン及びパソコンなどに使われる二次電池（充電式電池）
- 14 災害廃棄物（第2章第5節3へ転記）
- 15 容器包装（第2章第4節3（2）リサイクルの推進へ）

第5章 計画の推進

第1節 推進に向けた取組み

第2節 進行管理

- 1 現状把握
- 2 数値目標等の達成状況の進行管理
- 3 処理計画の見直し